

建設工事にかかる最低制限価格の算定基準の改正について

令和4年3月30日
南山城村建設環境課

1. 目的

中央公契連モデルの改正に準じ、最低制限価格の算定基準を改正する。

2. 最低制限価格について

最低制限価格の算定基準

(中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデル式)

①直接工事費の97%

②共通仮設費の90%

③現場管理費の90%

④一般管理費の68%

①から④の合計額が設計価格の75%~92%の範囲内

3. 運用開始時期について

令和4年4月1日以降の入札執行(開札分)から適用する。